

# 岩国市立川下中学校 部活動運営方針

令和8年4月

学校教育目標の具現化をめざし、学校教育の一環として、生徒の自発的・自主的な参加により行われる部活動について、「岩国市中学校部活動運営方針」に則り、本方針を策定する。

## 1 ねらい

- (1) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等を図る。
- (3) 興味・関心を同じくする異年齢集団における活動を通して、リーダー性、協調性等の社会性を育む。
- (4) 生涯にわたって運動文化・芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

## 2 活動内容

### (1) 運営について

- ① 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
- ② 必要に応じて部活動顧問会議等を実施し、部活動運営における意志の疎通に努める。
- ③ キャプテン・部長会議を開催し、努力目標などの共通化・意識化を図る。
- ④ 部活動懇談会を開催し、保護者と顧問による円滑な運営について共通理解を図る。

### (2) 活動について

- ① 活動方針、活動計画等に沿って、計画的に活動する。
- ② 活動計画は、概ね翌月が始まる2週間前までに作成し、生徒及び保護者等に配付する。
- ③ 原則として、顧問がついて指導にあたる。(出張等で不在の場合は、責任の所在をはっきりさせる)
- ④ 顧問は、適切な健康観察を行い、体調がすぐれない生徒に対して、活動内容を制限するか、休養させるなど適切に対応を行う。また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識をもつように活動記録を部活動日誌に残す。
- ⑤ 安全管理には十分留意した活動を行うとともに、けが等が起きた場合は、速やかに処置を行い、適切に対応する。
- ⑥ 使用する設備の点検及び整頓・清掃、校舎の施錠等は顧問が責任をもって行う。

### (3) 休養日について

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。  
平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。  
※今年度の水曜日は全部活動、休養日とする。  
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### (4) 活動時間

- ① 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ② 朝練習を実施する場合の時間帯は7:30～7:55までとする。(7:15より早く登校しない) また、活動の際には顧問がつく。
- ③ 最終下校時間は、17:00とする。  
※最終下校時間までにゆとりをもって校門を通過する。
- ④ 部活動の活動時間の延長を希望する部は、中文連主催コンクールや学校行事、中体連主催の大会がある2週間前の期間に限り、最長17:30までを目処に、生徒・保護者への説明を行い、校内で承認を得て(届けを提出)活動時間を延長することができる。

#### (5) 服装について

- ① 活動時の服装は、制服または体操服および、部で認めた練習着とする。
- ② 授業日の登校時は、制服とし、下校時は、活動時の服装でもよい。
- ③ 部単位で購入した防寒着は、登下校時の防寒着として使用できる。

#### (6) 入部・転部・退部について

- ① 入部は希望制(任意加入)とし、部活動のねらいを踏まえて入部させる。
- ② 1年生は、部活動見学、仮入部に参加し、自らの適性を考慮し、3年間続けられる部を選択する。
- ③ 部活動見学、仮入部における放課後の活動は16:30までとする。
- ④ 原則として3年間同一の部で活動するものとする。
- ⑤ やむを得ない転部・退部は、担任・部活動顧問・保護者の十分な協議の上、決定する。また、転部の際は、転部先の顧問とも協議を行う。

#### (7) 学校以外での活動について

- ① 県内での活動(練習、大会等)については、事前に校長へ報告の上、承認を得る。
- ② 県外での活動(練習、大会等)については、事前に校長へ報告の上、承認を得る。併せて、活動計画表等を提出する。
- ③ 学校以外の場所への移動については、原則、顧問または保護者が同行する。活動場所が近隣であり、安全面の配慮が十分に可能である場合は、生徒のみでの移動を認める。その際、安全面の指導を十分に行うものとする。

#### (8) 顧問以外の指導者について

- ① 顧問の指導の補助的立場として、外部指導者を置くことができる。なお、依頼については、校長による面談を行った上で決定する。また、毎年度に校長による面談を実施する。
- ② 外部指導者のみで指導にあたることのないようにする。

### 3 活動費

- (1) 部活動の運営費は、(2)に定める活動費及び補助金をもってこれにあてる。
- (2) 部活動に加入する生徒一人当たり年4500円を徴収する。
- (3) 予算及び決算は、運営委員会の決議を経て教育後援会総会の承認を得るものとする。
- (4) 年度途中で退部・休部した場合、活動費の返金はないものとする。

### 4 その他

- (1) 規律違反その他好ましくない状況があった場合には、一定期間活動を停止させることがある。
- (2) 部の休部・削減については、部活動顧問会議等で協議の上立案し、学校長が決定する。
- (3) 活動予算は、育友会文化体育後援会費より計上され、年度初めに提示する。部活動顧問は、出納簿を作成する。
- (4) 各部が個別に徴収する部費等については、保護者等に対し、決算報告等を行うものとする。
- (5) 3年生の活動は、選手権大会・文化祭または定期演奏会をもって引退とする。その後の活動は、保護者の承諾を得ることとする。
- (6) 中間テストは6日間、期末・学年末テストは9日間の活動中止とする。(テスト週間)特別な事情がある場合は職員会議において了承を得て活動を許可する。
- (7) 授業日に持参する飲料水は、お茶または水とするが、休業日(長期休業中を含む)についてはスポーツドリンクも認める。
- (8) 令和5年度より、部活動に新規加入(入部・転部)する生徒の中で、クラブチーム等の地域スポーツ団体に加入している生徒については、部活動を最優先にして活動できる場合、参加できることとする。